

令和6年度当初さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度実施要領細目

1 募集できる教科

令和6年度当初に本採用教員の補充可能な枠がある教科とする。

2 募集校決定手続

- (1) 校長は、「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度募集申請書」（様式1）、募集教科、論文題等を記入した「令和6年度当初教員人事応募シート」（様式2）及び「令和5年度学校自己評価システムシート」をさいたま市教育委員会に提出する。
- (2) さいたま市教育委員会は、それらをもとに審査し、募集校を決定するとともに、その旨を県教育委員会へ連絡する。
- (3) 募集校が決定された場合、さいたま市教育委員会は、埼玉県立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度実施要領及び同細目の手続きに則って、県教育委員会と連携を取りながら募集・応募等を進める。

3 募集手続

さいたま市教育委員会は、埼玉県教育委員会と連携を取りながら、次に掲げる項目を県立学校教員へ周知する。

- (1) 募集校及び募集教科、募集教員数
- (2) 募集校の「さいたま市立高等学校・中等教員人事応募論文」（様式4）の論文題一覧

4 応募手続

- (1) 応募教員は、「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募用紙」（様式3）及び「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募論文」（様式4）を作成し、所属長に提出する。
「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募論文」（様式4）については、応募教員がこれまで実践し成果をあげた事項を踏まえて具体的に記入する。
- (2) 所属長は、所属長所見を記入したうえで、「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募用紙」（様式3）及び「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募論文」（様式4）を、募集校の校長に提出する。
- (3) 募集校の校長は、教員の応募状況を「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募状況報告書」（様式5）によりさいたま市教育委員会に報告する。さいたま市教育委員会は、応募状況を埼玉県教育委員会に報告する。

5 選考方法等

- (1) 募集校の校長は、選考方針を定めた上で選考する。
- (2) 第一次選考は、以下の書類選考により実施する。
 - ア さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募用紙（様式3）
 - イ さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募論文（様式4）
- (3) 第二次選考は、第一次選考合格者に対し、面接等により実施する。
- (4) 募集校の校長は、選考に係る事務連絡及び第一次選考結果を、応募教員及びその所

属長に通知する。

なお、第二次選考結果については、人事異動結果をもって通知とする。

- (5) 募集校の校長は、「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度配置希望者に関する具申書」（様式6）により、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会に順位をつけて複数の配置希望者を具申することができる。

6 成果報告

校長は、自校の「令和5年度学校自己評価システムシート」を、さいたま市教育委員会に提出する。

7 公開

募集校は、「令和6年度当初教員人事応募シート」（様式2）を「令和5年度学校自己評価システムシート」と同様に公開する。

8 実施スケジュール（予定）

5年 7月25日まで	「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度募集申請書」（様式1）、募集教科、論文題等を記入した「令和6当初年度教員人事応募シート」（様式2）及び「令和5年度学校自己評価システムシート」をさいたま市教育委員会へ提出する。
5年 8月下旬	募集校の決定
5年 8月下旬から 9月上旬	募集校を県立学校の教員へ周知する。
5年 9月29日まで	所属長は所定書類を募集校の校長へ提出する。
5年10月上旬から 中旬	募集校の校長は、応募状況を「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募状況報告書」（様式5）によりさいたま市教育委員会へ報告し、第一次選考結果及び第二次選考実施日を、所属長を通じて応募教員へ通知する。なお、 <u>応募者がいない場合は、応募教員氏名の欄に「応募者なし」と記入して提出すること。</u>
5年10月中旬	第二次選考（面接等）の実施
5年10月20日まで	募集校の校長は、配置希望者を決定し、「さいたま市立高等学校・中等教育学校教員人事応募制度配置希望者に関する具申書」（様式6）により、さいたま市教育委員会及び県教育委員会へ具申する。なお、 <u>配置希望者がいない場合は、氏名の欄に「配置希望者なし」と記入して提出すること。</u>
6年 4月1日	人事異動
6年 3月下旬	校長は「令和6年度学校自己評価システムシート」をさいたま市教育委員会へ提出する。

9 その他

この細目に定めのない事項については、「人事異動方針」等の定めによる。